

海上試運転における操舵試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

海上試運転における操舵試験に関する事項

改正理由

操舵装置の要件である SOLAS II-1 章第 29 規則では、満載航海喫水において片舷 35 度から反対舷 35 度まで操作可能であり、かつ、片舷 35 度から反対舷 30 度まで 28 秒以内に操作可能でなければならない旨規定されており、海上試運転時に当該能力の確認を行っていた。

しかしながら、ばら積み貨物船や大型コンテナ船等において、満載航海喫水と同等の状態で行うことが難しい場合には、十分な操舵装置の定格トルク及び操作油圧ポンプ能力の確認を行うことを前提として、可能な限り舵を没水させた状態で試験を行うことで当該要件の確認を行っている。

IACS は、上記ばら積船等の確認方法が、満載喫水状態で行う試験方法と同等であり、当該 SOLAS 要件に適合することを明確にすべく、操舵試験を行うべき喫水状態の解釈を作成し、2011 年 6 月、IACS 統一解釈 SC246 として採択した。加えて、IACS 統一規則 M42 においても操舵装置の要件を定めていることから、同解釈を取入れるべく改正を行い、2011 年 6 月、M42(Rev.4)として採択した。

また、本統一解釈 SC246 は、本年 2 月に開催された IMO 第 56 回船舶設計設備小委員会 (DE56) における審議を経て、本年 5 月に開催された IMO 第 90 回海上安全委員会 (MSC90) において承認された。

今般、IACS 統一解釈 SC246 及び統一規則 M42(Rev.4)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

海上試運転において満載状態で試験を行うことが困難な船舶に対する試験要件を改めた。